

参 考 資 料

- 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例 …… p 1
(平成31年北海道条例第1号)

- 北海道農作物優良品種認定要領 …… p 7
(昭和60年1月25日稲作第28号農務部長通知)

- 北海道優良品種認定審議会運営要綱 …… p 17
(令和2年1月30日北海道優良品種認定審議会決定)

< 白紙 >

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号）

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策（第8条―第15条）

第3章 北海道優良品種認定審議会（第16条―第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、道が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。
- (2) 主要農作物等 主要農作物並びに小豆、えんどう、いんげん及びそばをいう。
- (3) 優良品種 道内に普及すべき主要農作物等の優良な品種として第8条第1項の規定により認定された品種をいう。
- (4) 優良種子 優良品種の優良な種子をいう。
- (5) 品種育成者 優良品種を育成しようとする者をいう。
- (6) 種子生産者 道の委託若しくは第11条第1項の規定による指定を受けて優良品種の種子を自ら生産する者又は当該者に優良品種の種子の生産を委託するものをいう。
- (7) 関係機関等 優良品種の種子の生産に係る機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 主要農作物等の種子の生産は、優良品種及び優良種子が貴重な財産であるとの認識の下に、優良種子の生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であることを旨として行われなければならない。

2 主要農作物等の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策の推進に当たっては、品種育成者、種子生産者及び関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

(品種育成者の責務)

第5条 品種育成者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する主要農作物等の優良な品種の育成に努めるものとする。

2 品種育成者は、優良品種を育成したときは、種子生産者が優良種子を安定的に生産するために必要な優良品種の種子の提供及び種子の生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

(種子生産者の責務)

第6条 種子生産者は、基本理念にのっとり、種苗法（平成10年法律第83号）に基づく生産又は調整に係る基準を遵守すること等によって主要農作物等の適正な栽培を行うことにより、優良種子を安定的に生産するよう努めるものとする。

2 種子生産者は、優良種子を安定的に生産するために必要な知識及び技術の向上に努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、基本理念にのっとり、道が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するものとする。

第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策

(優良品種の認定等)

第8条 知事は、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良なものであ

ることその他の知事が定める基準に適合すると認められる主要農作物等の品種を優良品種として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、北海道優良品種認定審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、優良品種が第1項に規定する基準に適合しなくなったときその他優良品種として適当でなくなったと認めるときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。
- 5 第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(種子計画の策定)

第9条 知事は、毎年度、優良種子の計画的な生産を行うための計画（以下この条において「種子計画」という。）を定めなければならない。

- 2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 優良品種の種子の生産を行うほ場の作付面積
 - (2) 優良品種の種子の生産量
 - (3) 優良品種の種子の備蓄量
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、優良品種の種子の生産に関し必要な事項
- 3 知事は、種子計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(主要農作物の原種及び原原種の生産)

第10条 知事は、優良品種（主要農作物に係るものに限る。）の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

(ほ場の指定)

第11条 知事は、知事以外の者が経営するほ場において優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を優良品種の種子の生産を行うほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、

知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による指定を受けたほ場（次条第1項において「指定種子生産ほ場」という。）において優良品種の種子が適正かつ確実に生産することができなくなると認めるときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

（ほ場審査及び生産物審査）

第12条 指定種子生産ほ場を経営する者（以下この条において「指定種子生産者」という。）は、次に掲げる審査を受けなければならない。

- (1) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況、成熟状況等についての審査
- (2) 生産物審査 指定種子生産ほ場で生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、前項の請求があったときは、当該職員に第1項各号に掲げる審査を行わせるものとし、その結果について指定種子生産者に対し通知するものとする。

4 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が定める。

5 第3項に規定する当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、指定種子生産者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（指導等）

第13条 知事は、種子生産者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

（知的財産権の保護）

第14条 知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第15条 道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道優良品種認定審議会

（設置）

第16条 第8条第1項の規定による優良品種の認定（次条において「優良品種の認定」という。）について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道優良品種認定審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第17条 審議会は、優良品種の認定及びその取消しに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

（組織）

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業に係る団体の役職員
- (3) 消費者であつて、主要農作物等に関する知見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事が主要農作物等の優良な品種として認めたものであって、優良品種に相当するものは、施行日以後においては、第8条第1項の規定にかかわらず、優良品種とみなす。

3 施行日前に知事が定めた主要農作物等の種子の生産に関する計画であって、第9条第1項の種子計画に相当するものは、施行日以後においては、同項の種子計画とみなす。

4 施行日前に知事が主要農作物等の種子の生産を行うほ場として認めたほ場であって、第11条第3項の指定種子生産ほ場に相当するものは、施行日以後においては、同条第1項の規定にかかわらず、同条第3項の指定種子生産ほ場とみなす。

(検討)

5 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道農作物優良品種認定要領

昭和60年1月25日 稲作第28号
農務部長通知

最終改正 平成31年4月 1日 農産第1626号

第1 目的

この要領は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく品種及びその他道内に普及すべき重要な農作物の優良な品種（以下「優良品種」という。）を認定し、その品種名及び特性を認定することにより広く周知し、普及を図ることを目的とする。

第2 優良品種の認定及び取消しの基準

優良品種の認定は、作物区分ごとに行われた別記1の優良品種決定調査結果について、北海道農業試験会議開催要領（平成22年7月2日付け技普第266号農政部長通知）第2条第1項第3号の成績会議（以下「成績会議」という。）において、別記2の審査基準に基づいて優良品種候補とされた品種を対象とする。また、優良品種の認定取消しは、成績会議において認定取消しの候補とされた品種を対象とする。

なお、品種育成者等が条例第8条第2項に基づく優良品種の認定を受けようとする場合は、条例施行規則第2条に定める期日までに、別記第1号様式により知事に申請しなければならない。（本要領における「品種育成者等」とは、品種育成者のほか、品種育成者から利用権の設定をされた者をいう。）

1 優良品種の認定基準

次の基準のいずれかを満たすとともに、普及上の支障となる欠点がないものを優良品種として認定するものとする。ただし、農作物需要の多様化動向に即して特に普及することが必要と認められるもの等、緊急に普及することが必要と認められるものは、次の基準を満たしていない場合であっても認定することができるものとする。

- (1) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、置き換えの対象となる優良品種（以下「対照品種」という。）または優良品種候補の比較基準となる品種（以下「標準品種」という。）に対し優れていると認められること。
- (2) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種または標準品種に対し優れていると認められること。

2 優良品種の認定取消し基準

次のいずれかに該当すると認められるときは、優良品種の認定を取り消すものとする。

- (1) 品種特性が変化し、1の基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性または生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 作付面積が著しく減少し、今後とも増加する見通しが無い場合
- (4) 新たな優良品種によって置換えが可能である場合
- (5) 種苗供給が困難となった場合
- (6) 品種育成者等による条例第5条の規定に反する行為が明らかになった場合

第3 優良品種の認定と公表

- 1 優良品種の認定または認定取消しを行う場合は、条例第16条に規定する北海道優良品種認定審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて行うものとする。
- 2 1により認定または認定の取消しをしたものについては、優良品種認定登録台帳に登載するとともに、次により公表するものとする。
 - (1) 北海道ホームページへの掲載
 - (2) 関係者に対する通知

3 前項の認定登録台帳の様式は、別記2号様式及び別記3号様式のとおりとする。

第4 認定番号

認定番号は、農作物の種類ごとに、次のとおり育成地域等を示すとともに、一連番号を付するものとする。

区分	認定番号 (記載例)
道内において育成されたもの	【作物名】北海道第 号 (大豆北海道第1号)
都府県から移入され、あるいは外国から輸入されたもの	【作物名】移(輸)第 号 (たまねぎ移第1号)
水稲等における「うるち」、「もち」その他これに類する区分があるもの	【作物名】北海道うるち第 号 (水稲北海道うるち第1号)
育種方法及び採種方法等を明らかにする必要があるもの (例) 1 1代雑種であるもの 2 合成品種であるもの	【作物名】北海道交第 号 (とうもろこし北海道交第1号) 【作物名】北海道合第 号 (てん菜北海道合第1号)

第5 農作物の種類

農作物の種類は、別表によるものとする。

附則

- この要領は、昭和60年1月25日から施行する。
- 北海道農作物奨励品種登録要領並びに北海道農作物準奨励品種記録要領(昭和46年3月15日付け農産第253号)を廃止する。
- 上記に基づき既に認定された品種は、それぞれこの要領に基づく優良品種と見なすこととする。

附則(一部改正 平成13年12月28日農産第1617号)

- 一部改正(平成13年12月28日付け農政部長通知)
- この一部改正前の通知に基づき既に認定された品種は、それぞれこの要領に基づく優良品種と見なすこととする。

附則(一部改正 平成15年12月15日農産第10333号)

- 一部改正(平成15年12月15日農政部長通知)
- この一部改正前の通知に基づき既に認定された品種は、それぞれこの要領に基づく優良品種と見なすこととする。

附則(平成23年1月28日付け農産第1241号)

- この要領は、平成22年度成績会議から適用する。

- 2 この要領の適用前に行われた試験は、それぞれこの要領の該当する試験に相当するとみなし、審査する。
- 3 この一部改正前の通知に基づき既に認定された品種は、それぞれこの要領に基づく優良品種と見なすこととする。

附則 (一部改正 平成31年4月1日農産第1626号)

- 1 一部改正 (平成31年4月1日農政部長通知)
- 2 この一部改正前の通知に基づき既に認定された品種は、条例附則2項に定めるとおり、この要領に基づく優良品種と見なすこととする。
- 3 第3の1の規定については、条例第8条の規定に基づく作物及び条例第21条の規定に基づき、審議会です承を得られた作物を対象とするものとする。

別記1号様式

優良品種認定に係る申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏名または名称

北海道農作物優良品種認定要領第2に基づき、優良品種の認定を受けたいので、次のとおり申請する。

記

○ 認定を受けようとする作物の種類及び品種の名称

注) 本申請書に「別記1 優良品種決定調査」の結果に関する資料を添付して提出すること。

別記2号様式

農作物優良品種認定登録簿

登録内容	備考
1 認定番号 2 種類名 3 名称(品種名) 4 認定年月日 (1) 系統名 (2) 来歴両親 (3) 品種育成者 ※海外等で育成された品種を導入する場合は括弧書きで導入者を記載する。 5 品種の特性	

(注) 取り消したときは、取消し年月日を備考欄に記入すること。

別記3号様式

農作物優良品種認定登録総括簿

種類	名称 (品種名)	系統名	育成場等	認定番号	認定年月日	取消し年月日

別 表

農作物種類名

区 分 種 類	稲 作 物	畑 作 物	園芸作物	飼料作物
	水稻	小麦 大麦 大豆 小豆 えんどう いんげん そば てん菜 馬鈴しょ なたね その他	トマト かぼちゃ たまねぎ ねぎ 食用ゆり だいこん にんじん いちご メロン アスパラガス すいか ほうれんそう りんご おうとう なし ぶどう 小果樹類 花き類 台木類 その他	(牧草類) クローバ類 アルファルファ チモシー オーチャードグラス ライグラス類 フェスク類 ケンタッキーブルーグラス ブロームグラス ガレガ その他 (飼料用作物) とうもろこし その他

別記1

優良品種決定調査

優良品種の認定を受けようとする品種育成者等は、北海道農業試験会議開催要領(平成22年7月2日付け技普第266号農政部長通知)第2条第1項第2号の設計会議(以下「設計会議」という。)における検討を経て、次の調査を行わなければならない。

ただし、必要な場合は、品種育成者等以外が行った試験成績を利用することができる。

1 調査の種類

(1) 基本調査

供試される品種につき、道内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

(2) 現地調査

対象作物ごとに別途設定されている地域区分等にとり栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性や地域での適応性を明らかにする。

(3) 特性検定試験

道内での栽培において重要な病虫害抵抗性、障害耐性、その他の主要な特性について、検定により明らかにする。

(4) 固定度調査

品種が遺伝的に固定されていることを栽培試験その他の方法により明らかにする。ただし、他殖性または栄養繁殖性の作物、並びにF1品種では必要としない。

(5) 利用適性に関する試験

品種が利用される目的に応じて求められる適性を有するかを明らかにする。

2 調査の実施

品種育成者等は、調査に用いるほ場の管理について、必要に応じて農業者に委託することができるものとする。

3 調査に用いる品種

調査には、対照品種または標準品種を含めなければならない。

ただし、優良品種の普及が十分でない作物や、対照となる優良品種がない場合は、広く普及している品種を標準品種、特徴を明らかにするための品種を比較品種とみなすものとする。

4 基本調査、現地調査における耕種概要

(1) 調査の栽培試験で用いる耕種概要は、道内に最も普及している耕種様式を原則とし、試験精度を維持できるよう、設計会議での検討において個別に設定するものとする。

(2) 試験の反復数は、基本調査では3以上、現地調査では2以上とする。

5 基本調査、現地調査における調査項目

生育特性、収量性、品質特性が明らかになるよう、設計会議での検討において個別に設定するものとする。

6 作物区分ごとの実施すべき調査について

試験場所等及び試験年数については次のとおりとするが、これによりがたい場合は、設計会議での検討において個別に設定することができるものとする。

(1) 水稲

試験名	試験場所等	試験年数	備考
基本調査	2カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	3年以上	
現地調査	普及対象地域を中心として2カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	2年以上	
特性検定試験	品種育成者等	2年以上	
固定度調査	品種育成者等	1年	F1品種を除く。
利用適性に関する試験	品種育成者等	1年以上	

(2) 畑作物

試験名	試験場所等	試験年数	備考
基本調査	2カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	3年以上	
現地調査	普及対象地域を中心として2カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	2年以上	
特性検定試験	品種育成者等	2年以上	
固定度調査	品種育成者等	1年	他殖性、栄養繁殖性の作物、F1品種を除く。
利用適性に関する試験	品種育成者等	1年以上	

(3) 園芸作物

試験名	試験場所等	試験年数	備考
基本調査	普及対象地域を中心として1カ所以上。	2年以上	
現地調査	普及対象地域を中心として2カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	2年以上	

なお、基本調査及び現地調査の試験結果のみでは十分な評価を行うことができない場合、必要に応じて次の試験を実施する。

試験名	試験場所等	試験年数	備考
特性検定試験	品種育成者等	1年以上	
固定度調査	品種育成者等	1年	他殖性、栄養繁殖性の作物、F1品種を除く。
利用適性に関する試験	品種育成者等	1年以上	

(4) 飼料作物 (牧草類)

試験名	試験場所等	試験年数	備考
基本調査	普及対象地域を中心として3カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	は種当年を含む3年以上	
特性検定試験	品種育成者等	は種当年を含む2年以上	

(5) 飼料作物 (飼料用作物)

試験名	試験場所等	試験年数	備考
基本調査	普及対象地域を中心として2カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	3年以上	
現地調査	普及対象地域を中心として2カ所以上。ただし、普及対象地域が限定されるものはこの限りではない。	2年以上	
特性検定試験	品種育成者等	2年以上	
固定度調査	品種育成者等	1年	他殖性、栄養繁殖性の作物、F ₁ 品種を除く。

別記 2

審査基準

第 2 に規定する審査基準は、作物区分ごとに次のとおりとする。

1 水稲優良品種候補の審査基準

- (1) 別記 1 の優良品種決定調査により、次の各号について明らかにされていなければならない。
 - (ア) 対照品種または標準品種との特性の差異
 - (イ) 必要に応じて、比較品種との特性の差異
 - (ウ) 普及対象地域
 - (エ) 用途及び栽培上の注意
- (2) 普及見込み面積及び配布しうる種子量が明示されなければならない。

2 畑作物優良品種候補の審査基準

- (1) 別記 1 の優良品種決定調査により、次の各号について明らかにされていなければならない。
 - (ア) 対照品種または標準品種との特性の差異
 - (イ) 必要に応じて、比較品種との特性の差異
 - (ウ) 普及対象地域
 - (エ) 用途及び栽培上の注意
- (2) 普及見込み面積及び配布しうる種子量が明示されなければならない。

3 園芸作物優良品種候補の審査基準

- (1) 別記 1 の優良品種決定調査により、次の各号について明らかにされていなければならない。
 - (ア) 対照品種または標準品種との特性の差異
 - (イ) 必要に応じて、比較品種との特性の差異
 - (ウ) 普及対象地域
 - (エ) 用途及び栽培上の注意
- (2) 普及見込み面積及び配布しうる種子量が明示されなければならない。

4 飼料作物（牧草類）優良品種候補の審査基準

- (1) その種子が OECD（経済協力開発機構）牧草類品種証明があるかまたはこれに準ずる制度の登録品種であること若しくは、道内に普及する時点で、これらの制度に基づく品種証明が可能なものでなければならない。
- (2) 別記 1 の優良品種決定調査により、次の各号について明らかにされていなければならない。
 - (ア) 対照品種または標準品種との特性の差異
 - (イ) 必要に応じて、比較品種との特性の差異
 - (ウ) 普及対象地域
 - (エ) 用途及び栽培上の注意
- (3) 普及見込み面積及び配布しうる種子量が明示されなければならない。

5 飼料作物（飼料用作物）優良品種候補の審査基準

- (1) 別記 1 の優良品種決定調査により、次の各号について明らかにされていなければならない。
 - (ア) 対照品種または標準品種との特性の差異
 - (イ) 必要に応じて、比較品種との特性の差異
 - (ウ) 普及対象地域
 - (エ) 用途及び栽培上の注意
- (2) 普及見込み面積及び配布しうる種子量が明示されなければならない。

< 白紙 >

北海道優良品種認定審議会運営要綱

令和2年(2020年)1月30日 北海道優良品種認定審議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、北海道優良品種認定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員欠席の場合の取扱い)

第2条 委員が審議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

ただし、委員が会長に協議し必要と認められた場合は、この限りではない。

2 委員が審議会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書を持って意見を述べるができるものとする。

(委員以外の出席の取扱い)

第3条 会長が必要と認めるときは、委員及び代理の者以外の有識者等に審議会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は公開する。

2 ただし、開催に当たり、次の事由に該当する場合は、審議会の決定により会議を非公開とすることができるものとする。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、北海道農政部生産振興局農産振興課において処理する。

(会長への委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第7条 条例第17条で規定する品種及びその他道内に普及すべき別表に記載する農作物の品種について、優良品種の認定及び当該認定の取消しに関し、知事の諮問に応じ調査審議を行う。

別表

稲作物	畑作物	園芸作物	飼料作物
水稲	小麦 大麦 大豆 小豆 えんどう いんげん そば てん菜 馬鈴しょ なたね その他	トマト かぼちゃ たまねぎ ねぎ 食用ゆり だいこん にんじん いちご メロン アスパラガス すいか ほうれんそう りんご おうとう なし ぶどう 小果樹類 花き類 台木類 その他	(牧草類) クローバ類 アルファルファ チモシー オーチャードグラス ライグラス類 フェスク類 ケンタッキーブルーグラス ブロームグラス ガレガ その他 (飼料用作物) とうもろこし その他